

新型コロナウイルス感染症の影響による県税の申告・納付期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者が申告・納付を期限までに行うことができないと認められる場合には、申請していただくことにより期限が延長されます(山形県県税条例第16条第2項)。

詳しくは、最寄りの総合支庁課税課又は税務課へお問い合わせください。

1 対象となる税目

- ・法人県民税
- ・法人事業税
- ・県たばこ税
- ・ゴルフ場利用税
- ・軽油引取税
- ・産業廃棄物税

2 対象となるケース

例えば、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、以下①～③のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていること等により決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースも該当します。

- ① 経理担当者が新型コロナウイルス感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合等、当該部署を相当期間、閉鎖しなければならなくなったこと
- ② 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当者の多くが休暇を取得していること
- ③ 新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除き自宅等から外出しないことが求められ、在宅勤務の体制も整備されていない等の理由から経理担当者が業務に従事できないこと

また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に理由を確認させていただいたうえで申告・納付期限の延長が認められます。

3 申請方法

別途申請書等を提出していただく必要はありません。

(1) 法人県民税・法人事業税

① 申告書(紙)の場合

申告書の余白(左上)に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載し、税務署に提出した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の写しを添付して申告してください。

② 電子申告の場合

申告書法人名欄の法人名称の前に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力し、税務署に提出した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の写しを添付して申告してください。

(2) 県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税

申告書の余白(左上)に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載し、併せて期限を延長する具体的な理由を申告書の余白又は任意様式に明記して申告してください。

4 申告・納付期限

申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告を行ってください。

この場合、申告期限及び納付期限は、原則として申告書の提出日となります。

5 お問い合わせ先

事業所所在地等の市町村名	管轄の総合支庁
山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町、寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町、村山市、東根市、尾花沢市、大石田町	山形県村山総合支庁 課税課 【法人二税】023-621-8124・8400 【ゴルフ・産業廃棄物・軽油(東南村山)】 023-621-8256・8126 山形県村山総合支庁 西村山税務室 【軽油(西村山)】0237-86-8209・8135 山形県村山総合支庁 北村山税務室 【軽油(北村山)】0237-47-8621
新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	山形県最上総合支庁 税務課 【法人二税・ゴルフ・産業廃棄物・軽油】 0233-29-1228・1229
米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	山形県置賜総合支庁 税務課 【法人二税・ゴルフ・産業廃棄物・軽油(東南置賜)】 0238-26-6015 山形県置賜総合支庁 西置賜税務室 【軽油(西置賜)】0238-88-8210
鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	山形県庄内総合支庁 税務課 【法人二税・軽油】0235-66-5428 【ゴルフ・産業廃棄物】0235-66-5423・5426
県内全域(県たばこ税のみ)	山形県総務部 税政課 【たばこ】023-630-2005